■景観条例（事前協議）と中高層条例の事務手続きフロー

別紙１

景観条例（景観政策課）	中高層条例（建築指導課）

朱書き　条例改正個所
青書き　想定する日数

事 前 協 議

※で示した事項は、指導要領で規定する事項

景観事前協議書（事業者→市）

120日

景観審議会部会

要請書（市→事業者）

回答書（事業者→市）

必要により再協議

協議内容を市ＨＰで公表

協議結果の通知（市→事業者）

景観法に基づく届出

90日

30日

住民からの意見を提供※

周知期間60日

60日

周知期間120日

建築確認申請を要しない場合

標識設置

説明会の開催周知

開催する日の７日前まで（施行規則第５条第２項）

説明会の開催（義務）
市（建築指導課）の立会い※

説明会の報告

建築確認申請

建築確認の審査に要する期間約60日

特定中高層建築物
・景観条例第６条の２第１項の規定に該当する建築物
・説明事項に景観計画に関する事項（**条例規則**）

当事者による解決が困難な場合
・市による意見の「調整」※
・「あっせん」の提案※

・あっせん
・調停

工　事　着　手

建築確認済証の交付

あっせん（中高層条例第14条）
当事者（建築主等及び近隣住民）双方から紛争の調整の申出等があった場合は、市長が紛争の争点を確かめながら、公正に解決される話し合いの場を設けるもの。

調停（中高層条例第16条）
「あっせん」が打ち切られた後において、当事者（建築主等及び近隣住民）双方から調停の申出等があった場合は、市長が『盛岡市建築紛争調整委員会』に付託するもの。